事 務 連 絡 平成 30 年 7 月 17 日

各業界団体 御中

国土交通省土地·建設産業局 不動産業課

住宅宿泊管理業における個人情報保護法の対応について

本年6月15日から住宅宿泊事業法が施行されましたが、このうち住宅宿泊管理業については、個人情報保護法(以下、「法」という。)第44条第1項及び同法施行令(以下、「令」という。)第13条第1項の規定により、法第40条第1項に規定する権限(報告徴収・立入検査)が国土交通大臣に委任されたところです。

つきましては、住宅宿泊管理業者による個人情報の漏えい等事案が発生した場合に は、住宅宿泊事業者及び管轄の地方整備局等へ速やかにご報告いただきますようお願 いします。(別添2、別紙参照)

報告いただいた漏えい等事案は、国土交通大臣を経由して、個人情報保護委員会へ報告されます。

## (参考資料)

別添1

「改正個人情報保護法に基づく権限の委任を行う業種等及び府省庁並びに当該 業種等における漏洩等事案発生時の報告先について」

• 別添 2

「個人データの漏えい事案の報告について」 ※宛先(報告先)を適宜修正の上ご使用ください。

• 別紙

「住宅宿泊管理業者を原因とする漏えい等事案発生に係る報告等の対応フロー」

## <担当課>

国土交通省土地・建設産業局不動産業課

Tel 0 3 - 5 2 5 3 - 8 1 1 1 (代表)

※個人情報保護法の解釈や個人情報保護制度に関する一般的なご質問は、直接 個人情報保護委員会へお問い合わせください。

個人情報保護法相談ダイヤル (個人情報保護委員会)

Tel  $0 \ 3 - 6 \ 4 \ 5 \ 7 - 9 \ 8 \ 4 \ 9$